

東京都北区コミュニティビジネス チャレンジショップ支援事業 【令和4年度前期募集要項】

本事業に関する様式等は下記の北区ホームページからダウンロードいただけます。

【 <http://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sougyoushien/29cbcharange.html> 】

【区内の空き店舗をお探しの方へ】

区では、空き店舗活用を推進し、地域商業の活性化を図ることを目的として、以下の区内不動産業団体と「東京都北区における空き店舗活用の推進に関する包括連携協定」を締結しております。

区内の空き店舗をお探しの方は下記いずれかの団体に直接お問合せください。

(必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。)

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北区支部：03-5390-2202

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部：03-3827-4171

《本事業のお問い合わせ先》

担当：東京都北区地域振興部産業振興課経営支援係

住所：〒114-8503

東京都北区王子1-11-1 北とぴあ11階

電話：03-5390-1237

FAX：03-5390-1141

1 事業内容

区内の空き店舗、空き家又は空き室を活用して、地域の課題をビジネスの手法及び視点を活用して解決する事業（以下「コミュニティビジネス」という。）を行う起業家に対して「家賃補助」と「ハンズオン支援」を行います。

2 申請要件

区内の空き店舗等を活用して事業を行う個人又は法人であって、次に掲げる全てに当てはまる方が申請できます。

- (1) 補助期間終了後も事業を継続する計画を有すること。
- (2) 前期分の確定申告を終了している法人の場合は前期分の法人住民税の滞納がないこと、個人又は当該法人以外の法人の代表者の場合は前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。
- (3) 許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受け、又は許可若しくは認可を受ける見込みであること。
- (4) 空き店舗等の所有者又は管理者が親族（三親等以内）でないこと。
- (5) 既に事業を開始している事業所等の移転又は既存事業の展開に用いるものでないこと。
- (6) 交付申請前に東京都北区創業支援施設ネスト赤羽の相談員による相談を受けているものであること。
- (7) 「5 開店対象期間・申請期間」に定める募集開始日以降に店舗等を開店する者であること。
- (8) 過去に、交付決定の全部又は一部を取り消された者でないこと。
- (9) 東京都北区空き店舗活用支援事業による補助金の交付を受けた者でないこと。
- (10) 他に事業を営んでいない者であること。
- (11) 既に事業を営んでいる法人の代表者でないこと。
- (12) 既に事業を営んでいる個人が代表者である法人でないこと。
- (13) 次に示す対象外事業でないこと
 - ・ 倉庫事業
 - ・ 仮設テント又は仮設店舗で行う事業
 - ・ 親に代わって、子その他当該親の親族が経営者となる事業
 - ・ 社名又は代表者変更によって開店する事業
 - ・ 仮設テント又は仮設店舗で行う事業
 - ・ ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店、インターネット販売のみを行う事業
 - ・ その他区長が対象外と判断した事業

3 店舗賃借料の補助対象期間及び補助率・補助限度額

補助対象期間は、店舗を開店する日から起算して2年間です。

補助金については、月を単位として計算し、1年目の月額補助金は、店舗賃借料の月額の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額となり、2年目の月額補助金は、店舗賃借料の月額の2分の1の額又は3万円のいずれか低い額になります。なお、補助対象期間内において1月に満たない月がある場合は当該月の補助金額を日割りによって計算した額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）になります。

4 ハンズオン支援

ハンズオン支援の期間は審査会で採択された月又はその翌月から起算して2年間です。区職員が2～3カ月ごとに事業の進捗状況についてのヒアリングを行います。なお、事業に関する相談等がある場合は、コミュニティビジネスの専門家や中小企業診断士の資格を有する経営アドバイザー等をご紹介します。

5 開店対象期間・申請期間

(1) 開店対象期間：令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(2) 申請期間：令和4年4月1日から令和4年6月15日まで

(ただし、令和4年5月31日までにネスト赤羽の相談員による相談にて申請書作成支援を受けること)

(3) 申請書作成支援：創業支援施設ネスト赤羽（赤羽 1-59-9）

予約電話番号 03（3598）0571

※相談は事前予約制です。

※事前に申請者本人が申請書を記入したうえで相談を受けてください。

【参考】

後期の開店対象期間・申請期間は下記を予定しております。

・開店対象期間：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

・申請期間：令和4年10月3日から令和4年12月15日まで

(ただし、令和4年11月30日までにネスト赤羽の相談員による相談にて申請書作成支援を受けること)

6 申請書類

(1) 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第1号様式別紙1）

(3) 収支予算書（第1号様式別紙2）

(4) 事業収支計画表（第1号様式別紙2-2）

(5) 資金繰り計画表（第1号様式別紙2-3）

(6) 届出書の写し（税務署受付印のあるもの）※開業前の場合は不要

(7) 前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税（法人の場合は代表者）の納税証明書又は非課税証明書の写し（法人で確定申告を終了している場合は法人都民税の納税証明書の写し）

(8) 店舗の図面

(9) その他区長が必要であると認めた書類

※(1)～(5)については北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

7 申請方法・申請先

(1) 申請方法：窓口へ持参又は郵送にてご申請ください。

(2) 申請先：（窓口）北とぴあ11階産業振興課経営支援係

（郵送）〒114-8503

東京都北区王子1-11-1北とぴあ11階

北区産業振興課経営支援係 宛

8 審査会

申請期間終了後、審査会を実施し、採択の可否を決定します。審査会では、下記の審査基準を基に申請書類審査と面接審査を行います。面接審査では、申請者による5分間のプレゼンテーションの後、15分間の質疑応答を行います。プレゼンテーションでは、創業の動機や解決したい地域課題など事業の目的についてなるべく具体的にお話ください。

なお、商店街の空き店舗における開業の場合及び過去3カ年度以内に区が実施したコミュニティビジネス支援事業に参加したことがある場合は審査上の加点があります。

(1) 審査基準

ア 書類審査

地域性、実現性、事業性、経営計画

イ 面接審査

課題解決に向けた熱意、事業の必要性、革新性、協調性、事業推進能力

9 補助金の交付決定

前項の審査会にて補助金を交付することと決定した申請者に対しては、東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金交付決定通知書により通知いたします。また、交付しないことと決定した申請者に対しては、東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金不交付決定通知書により通知いたします。

10 事業実績報告及び補助金交付確定

補助対象期間のうち、4月から9月までの月の分は9月に、10月から3月までの月の分は3月に、それぞれ下記の実績報告書類を提出ください。実績報告書類を確認し、補助事業の成果が交付決定内容及び条件に適合するものであると認めるときは東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金交付確定通知書により通知いたします。

【実績報告書類】

- (1) 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 事業報告書（第9号様式別紙）
- (3) 事業を実施するために必要な店舗の賃借料に係る領収書の写し等
- (4) 事業に使用した成果物（写真、チラシ等）
- (5) その他、区長が必要であると認めた書類

※(1)及び(2)については北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

11 事業進捗報告会

交付決定者には、補助対象期間の開始日から1年経過した後、事業の進捗状況を確認するための報告会を開催しますので必ずご出席ください。

12 補助金請求及び支払い

東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金交付決定通知書を受けた場合は、下記の請求書類を提出ください。請求書類を確認し、問題がなければ指定口座へ振込みを行います。なお、請求後、指定口座への振込みには3週間程度要します。

【請求書類】

- (1) 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金請求書（第12号様式）
- (2) 支払金口座振替依頼書

※（１）（２）ともに北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

1 3 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金を返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

- （１）開店対象期間までに店舗を開店できない又は事業が実施できないと認められるとき。
- （２）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

1 4 関係書類の保存

補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、５年間保存してください。